

# 日本スキーパトロール協議会内規

(趣旨)

第1条 本内規は日本スキーパトロール協議会規約に基づき、その運営について必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 規約第3条第1項に定める事務局の所在地を以下とする。

〒030-0921 青森県青森市原別 1-6-8 白取裕士 方

2 規約第3条第2項に定める本会の事務局の組織及び運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局に総務委員、会計委員、広報委員及びHP委員を置く
- (2) 事務局は理事長が統括し、規約第4条各号に掲げる事務の処理を行う
- (3) 事務局の業務の報告は、理事会において行うものとする
- (4) 事務局は事業を遂行するために、旅費等支払い基準規定を別に定める

(入会金及び年会費)

第3条 規約第5条及び第6条に定める入会金、年会費、協賛金及び終身会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,000 円
- (2) 年会費 1,000 円
- (3) 協賛金年額 個人： 1,000 円  
団体及び法人： 一口 10,000 円 口数は問わない
- (4) 終身会費 10,000 円

2 入会金は、JSPA 入会届フォームの送信又は入会申込書(別紙様式 1 又は別紙様式 2)の提出に合わせ、指定口座への払込又は現金で納入する。

3 年会費の納入は原則として 3 年分まとめて前納するものとする。

4 名誉顧問、顧問、アドバイザー、参与の会費はこれを徴収しない。

(副会長、理事、地区幹事)

第4条 規約第7条第1項第2号、第5号及び第9号に定める副会長、理事、地区幹事の定数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 副会長 6 名以内
- (2) 理事(常任理事を含む) 12 名以内
- (3) 地区幹事 各都道府県 1 名

(地区及び支部)

第5条 第4条第3号及び規約第15条第5項に定める地区は都道府県単位とする。

2 各地区に支部を設ける。

3 各支部は本会の目的達成のため、本会の円滑な運営に協力するものとする。

(ブロック)

第6条 規約第15条第5項のブロック及びそこに属する地区は以下のとおりとする。

- (1) 北海道ブロック  
北海道
- (2) 東北ブロック  
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 信越ブロック  
新潟県、山梨県、長野県
- (4) 関東ブロック  
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- (5) 東海ブロック  
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (6) 北陸ブロック  
富山県、石川県、福井県
- (7) 近畿、中国ブロック  
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (8) 四国、九州、沖縄ブロック  
徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 ブロックに属する地区はブロック会議の開催等を通じて連携し、地区の提案、要望等を取りまとめて本会に提示することにより、本会の目的達成及び事業の円滑な運営に寄与する。

(本内規の改廃)

第7条 本内規の改廃は、理事会において出席役員の過半数の賛同により決議する。

附 則

昭和 62 年 9 月 12 日 施行  
昭和 63 年 5 月 21 日 改訂  
平成 7 年 9 月 23 日 改訂  
平成 9 年 10 月 18 日 改訂  
平成 10 年 9 月 6 日 改訂  
平成 15 年 7 月 12 日 改訂  
平成 27 年 7 月 11 日 改訂  
平成 29 年 8 月 26 日 改訂  
2020 年 9 月 4 日 改訂